

「県内未利用資源の活用支援事業」委託業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年4月10日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提供を求める業務（以下「公示業務」という。）の名称
県内未利用資源の活用支援事業
- (2) 公示業務の内容
プロポーザル実施要領による
- (3) 履行期限
令和8年3月31日(火)まで

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 審査会の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしているもの。
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
- (5) 地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 過去3年間において、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

3 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申込書（別紙様式2）
 - イ 企画提案参加資格誓約書（別紙様式3）

- ウ 全構成員について、企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類（会社案内等）
- エ 全構成員について、県内に事業所を有する者は県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- オ 定款や商業登記事項証明書の写し（これに類するもの）
なお、共同企業体にあつては、主たる企業のみで可
- カ 過去の同種案件の受託実績がわかるもの（契約書の写し等）
- キ 主たる企業について、直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
- ク 共同企業体にあつては、当業務を連帯共同して行うことを記載した協定書等の写し

(2) 受付期間

令和7年4月10日（木）から同年4月23日（水）17時まで

※期限までに参加申込がない場合は、以後随時受付

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部流通販売課 担当：赤木

TEL 0776-20-0419・FAX 0776-20-0649

E-mail ryutsu@pref.fukui.lg.jp

4 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を4月28日（月）17時までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を通知する。

5 企画提案書の提出手続

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

以下のとおり（任意様式、A4横版・長編綴じを想定しデータで提出）

提出書類
<input type="radio"/> 企画提案書 ・別添仕様書を満たす内容
<input type="radio"/> 経費見積書（内訳含む） ・項目、数量、単価、金額、税等を明らかにすること ・費用の総額は実施要領2の（4）に定める限度額を超えないこと。 ・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。
なお、送信後、電話にて確認を行うこと。

(3) 提出期間

令和7年5月12日(月) 17時までとする。(必着)

なお、提出後における提案書の追加および変更は認めない。

6 審査および提案者の選定等

(1) 企画提案の審査

県は提出のあった企画提案書の内容を「(2) 審査方法」に基づき、下記期間において、書面審査を行い、優先交渉権者を選定する。

【書面審査実施期間(予定)】令和7年5月13日(火)～令和7年5月19日(月)

※審査に際し、企画提案内容等で確認を要する事項がある場合には、県から企画提案者に問い合わせを行うことがある。

(2) 審査方法

下記の評価項目に従い、提出書類の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、優れた提案者を選定する。

審査項目	審査の観点
事業実施計画書の妥当性	・事業実施計画の内容が、事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっているか。
事業実施計画書の効率性	・事業実施計画全体のスケジュールは、無理がなく実現性があるか。
事業実施体制の適格性	・事業を行う上で適切な事業実施体制となっているか。
	・事業を行う上で適切な経理処理能力を有しているか。
	・未利用・低利用資源に関する知識を十分に有した者が参画し、これまでに類似の取組実績を有しているか。
事業の波及効果	・事業の実施年や実施者の取組のみにとどまることなく、継続的な取組や地域への波及効果が期待できるか。
取組の規模	・取組の結果、未利用・低利用資源の利活用はどれぐらい期待されるか。
取組の工夫	・取組のフォローアップの実施など取組の効果を高める工夫が計画に位置付けられているか

7 公示業務に関する実施要領等の交付

(1) 交付場所

福井県農林水産部流通販売課ホームページに掲載しているデータをダウンロードのこと。

URL (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021033/unused-resources.html>)

(2) 交付期間

令和7年4月10日(木)から同年4月23日(水) 9時から17時までの間

(3) 交付資料

- ア 「県内未利用資源の活用支援事業」委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 「県内未利用資源の活用支援事業」委託業務 仕様書
- ウ 「県内未利用資源の活用支援事業」委託業務質問書・参加申込書・誓約書

8 公示業務に関する質問事項

公示業務に関する質問事項については、令和7年4月10日（木）から同年4月16日（水）の17時までの間に質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。質問に対する回答は、令和7年4月21日（月）17時までに、質問提出者および参加申し込みのあった者全員に電子メールで送信する。

9 その他

- (1) 企画提案に関する経費は全額提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 企画提案参加表明書を提出した者は、企画提案参加を辞退しようとする場合は、「企画提案参加辞退届」を、審査会実施日の前日（必着）までに、電子メールにより提出し、電話にて確認すること。なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (5) その他、不明な点については、福井県農林水産部流通販売課（TEL 0776-20-0419）に照会すること。